

- 株式会社防災センター（消火器リースの訪問販売事業者）は、平成30年3月5日、国（東北経済産業局）及び宮城県から行政処分（業務停止6ヶ月）を受けました。
- ネットとうほくは、この処分対象事業者に対し、不当条項や勧誘行為の是正を求める申し入れ活動（差止請求）を行っていました。

（申し入れ活動の概要）

～差止請求は、被害の元（原因）を絶ち、将来の被害を予防する活動です～

1 被害実態

（被害例）2年前に消火器を購入したA社と名乗り、「消火器の点検をする」と言って業者が訪問してきた。「社名とシステムが変わった。これから毎年消火器の点検に来る」などと言われ、指示されるままに契約書に署名押印してしまった。A社に問い合わせたところ「社名変更はしていない、点検にも行っていない」とのこと。

- 期間10年のリース契約（保守点検付）でリース料10年分32,180円を原則一括払い
- クーリングオフには応じるが、クーリングオフ期間経過後だと条項を盾に基本的に解約に応じず、解約する場合リース料全額の支払いを求める（返金しない）
- 被害者は高齢者が多い（特に1人暮らし、日中1人である人、高齢のアパート経営者などが多い）、内容をよく理解できないまま契約させられている
- 平成28年7月以降宮城県内で相談急増（～本年1月までで相談件数375件）

2 申し入れた契約条項や勧誘行為と申し入れの内容

（1）不当な契約条項

- ①中途解約できない、やむを得ず解約する場合はリース料全額を支払う
- ②10年期間終了前3ヶ月前迄に申し出しないと自動更新となる など

←（申し入れ）①～③の不当条項の削除・修正を求める（理由：消費者の利益を一方的に害し民法の信義則に反する約定として消費者契約法違反）

（2）不当な勧誘行為・不当な表示

- ①「（消費者が前に契約していた）A社から商号変更した」、一般家庭でも消火器の点検が必要であるかのような嘘の説明（不実告知） など
- ②「全国一有利な料金」等の不当表示 など

←（申し入れ）不当な勧誘行為の停止（理由：特定商取引法、消費者契約法に違反）、不当表示の停止（理由：景品表示法違反）を求める

3 申し入れの実施と現在の状況

平成29年12月27日申入書送付、平成30年2月22日差止請求書（是正されない場合の訴訟提起の予告書）の送付。

対象事業者が2月9日付で営業廃止を表明したため、訴訟提起には至っていない。